

# 兵庫県公報

令和2年2月14日 金曜日 第82号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

ページ

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	4
○令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る医療費指数反映係数等（国保医療課）	4
○兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（同）	4
○第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	5
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	9
○道路の区域の変更（同）	9
○道路の位置指定（丹波県民局）	10

## 告 示

### 兵庫県告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
あいかプレストクリニック	芦屋市大榎町15-13 芦屋グランドビル2階	令和2年1月1日
芦屋なのはな歯科	同 市精道町6-15	令和元年12月1日
麒麟堂薬局伊丹野間店	伊丹市野間8-5-26	同
みらい薬局	同 市荒牧南2-8-19 1階	令和2年1月1日
黒田耳鼻咽喉科あき医院	加古川市野口町古大内59-1	平成31年1月1日
キョウエイ調剤薬局宝塚店	宝塚市川面5-10-25 ユニバーサル宝塚T103	令和元年12月1日
クラッセ薬局宝塚南口店	同 市南口2-5-34 小林ビル1F	同
さくらこころのクリニック	三田市弥生が丘1-11	令和2年1月1日
中川内科医院	丹波市山南町谷川2198	令和元年12月1日

ゴダイ薬局氷上店	同 市氷上町横田777-1	同
アミー訪問看護ステーション	たつの市龍野町中村279	令和元年12月14日
ゴダイ調剤薬局太子嶋店	揖保郡太子町嶋中樋365-1	同 月1日
シスター薬局太子店	同 郡同 町東保139-5	令和2年1月1日



**兵庫県告示第151号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和2年2月14日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
としま歯科矯正歯科クリニック	芦屋市楠町7-13 PCLビル2F	医療機関名称
訪問看護ステーションうららか	加古川市尾上町長田517-41	所在地
どばしクリニック	川西市清和台東3-1-8-2F	同上
のぞみ訪問看護ステーション	小野市王子町1171	医療機関名称

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
筋師医院	芦屋市岩園町7-26
中野整形リハビリクリニック	伊丹市中野東3-82
浜田歯科医院	同 市北野2-98 OMTビル2F
赤壁薬局	同 市車塚3-26-2
はやし内科クリニック	西脇市小坂町横溝175
山崎内科医院	宝塚市南口1-16-6
きじま皮フ科クリニック	同 市逆瀬川1-2-1 アピア1 4階
南口ライフ薬局	同 市南口1-8-23 モデルノビル1F
たにがわ眼科	三木市別所町小林725-4
槻の木心療内科	三田市弥生が丘1-11 フラワータウン駅ビル503
太田歯科・矯正歯科	南あわじ市賀集八幡南79-1
富岡外科医院	揖保郡太子町糸井91-1

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地

訪問看護ステーションMARE	伊丹市山田5-3-3 スギ薬局2F
訪問看護ステーションやまぼうし	三田市下深田字菊ヶ谷36-36



**兵庫県告示第152号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和2年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
ショートステイとよおかの里	豊岡市香住1272	社会福祉法人尚徳会	豊岡市香住1272	令和元年10月1日
さくら歯科クリニック	加古川市加古川町溝之口217-14	金澤重男	加古川市加古川町溝之口217-14	同年11月1日



**兵庫県告示第153号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和2年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
八千代ケアサポート株式会社三田店	三田市南が丘1-21-8	八千代ケアサポート株式会社三田店	三田市南が丘1-21-8	所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
もみの木訪問介護事業所	洲本市納1335-6	一般社団法人もみの木	洲本市納1335-6
赤壁薬局	伊丹市車塚3-26-2	株式会社アピスファーマシー	大阪府茨木市高田町11-1
さつき訪問看護ステーション	加古川市西神吉町岸246-4	社会福祉法人松波福祉会	高砂市高砂町松波町440-5

3 休止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
もみの木訪問介護事業所	洲本市納1335-6	一般社団法人もみの木	洲本市納1335-6

訪問看護ステーションやま ぼうし	三田市下深田字菊ヶ谷36-36	社会福祉法人きらくえん	尼崎市長洲西通2-8-3
---------------------	-----------------	-------------	--------------



**兵庫県告示第154号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
千田 亮一	千田はり・きゅう院	伊丹市昆陽池1-37-10	令和2年1月9日
安田 一成	I s s e i 整骨院	たつの市誉田町内山43-3	令和元年11月23日



**兵庫県告示第155号**

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第9条から第11条までの規定に基づき、次の表の左欄に掲げる係数等の令和2年度の数を、同表の右欄に掲げる数とする。

令和2年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

算定政令第9条第3項の規定により定める医療費指数反映係数	1
同条第5項の規定により定める一般納付金所得係数	0.8889010731059
同条第8項の規定により定める一般納付金基礎額調整係数	0.9703123305365
同条第9項の規定により定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第10条第3項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8848290356056
同条第6項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999993932
同条第7項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第11条第3項の規定により定める介護納付金納付金所得係数	0.7973952273052
同条第6項の規定により定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999984648
同条第7項の規定により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7



**兵庫県告示第156号**

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

令和2年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 変更事項

組合の地区  
次の地区を追加する。

京都府京丹波町

2 認可年月日

令和2年1月30日



**兵庫県告示第157号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を令和2年1月27日に次のとおり認可した。

令和2年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 漁業権者

名称 加古川漁業協同組合

所在地 兵庫県西脇市野村町1244-1

2 認可年月日

令和2年1月27日

3 漁業権番号

内共第4号

4 認可に係る変更の内容

第8条第1項の表を次のとおり改める。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
もくずがにを除く全魚種	手釣、竿釣（3本まで） 手網（直径30cm以内）	1年 8,640円
あゆ	手釣、竿釣（3本まで） 手網（直径30cm以内）	1日 2,160円
あまご	手釣、竿釣（3本まで） 手網（直径30cm以内）	1日 2,160円
あゆ、あまご、もくずがに、 わかさぎを除く免許魚種	手釣、竿釣（3本まで） 手網（直径30cm以内）	1年 5,400円 1日 860円
もくずがに、うなぎ	餌付け籠（3個まで） うなぎ漬籠（5個まで） 手網（直径30cm以内）	1年 3,240円
わかさぎ	手釣、竿釣（3本まで） 手網（直径30cm以内）	1年 6,260円 1日 1,000円

第8条第2項の表を次のとおり改める。

名称又は氏名	住所	電話番号
加古川漁業協同組合	西脇市野村町1244-1	0795-22-2572
加古川漁業協同組合加印連絡所	加古川市東神吉町神吉1717-4 永井水産内 成 川利幸方	0794-32-0099
加古川漁業協同組合西脇連絡所	丹波市山南町奥370山南電化サービス 萩原登 方	0795-77-3060
交友不動産（株）	加東市黒谷1206番地127	0795-47-2017

フィッシングむらかみ	三木市緑ヶ丘中2-9-20	0794-87-3588
山陽平岡店	加古川市平岡町新在家893-1	0794-26-9654
山陽加古川店	加古川市南備後350-2	0794-20-5555
ユメヤ釣具店	丹波市山南町和田290	0795-76-0251
西山釣具店	篠山市河原町4	0795-52-0645
(株) うりゅう滝野・社店	加東市新町辻南289-1	0795-48-5277
フィッシング山本	加東市社1512-3	0795-42-1600
東条湖グランド赤坂	加東市黒谷1197-23	0795-46-0158
大古瀬釣具センター	加西市北条町東南101-5	0790-43-0055
フィッシング丹南	篠山市味間新94-6	079-594-4959
川根タイヤ商会	西脇市西田町334-1	0795-23-2357
セブンイレブン加東上滝野店	加東市上滝野257	0795-48-5625
つりキチ	神戸市中央区中道通3丁目4-23	078-578-1091

第8条第3項を次のとおり改める。

- 3 特定漁場における遊漁料の額は以下のとおりとする。ただし小学生は2分の1の額、小学生未満は無料とする。

漁場名	漁具、漁法	遊漁料
八千代区大屋	竿釣（1本まで）	1日 3,240円

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下、「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

別記様式第1号を次のとおり改める。

別記様式第1号

- (1) 雑魚1日遊漁証

年度（ 年 月 日～ 年 月 日の間）No								
雑魚1日遊漁証 手釣、竿釣1日券 （当日限り） あゆ、ます類、もくずがに、わかさぎを 除く金魚種 円（消費税込） 遊漁者氏名 漁場において監視員に併付するときほ 上記の金額に1/2の額を加算した額と する 区域 加古川水系全域 （八千代区中の長川アマコ特定漁場を除く） 加古川漁業協同組合 西脇市野村町1244-1 TEL(0795)22-2572 取扱者氏名	有	4	5	6	7	8	9	
	月	10	11	12	1	2	3	
	効	1	2	3	4	5	6	
	月	7	8	9	10	11	12	
	日	13	14	15	16	17	18	
	日	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30 31	

- (2) あゆ1日遊漁証

年度		年	月	日	～	年	月	日	(間)	No	
あゆみ1日遊漁証 手釣、竿釣 (当日限り)  円(消費税込) 遊漁者氏名 漁場において監視員に納付するとき以上記の金額に1/2の額を加算した額とする 区域 加古川水系全域 (八千代区中の谷川アマゴ特定漁場を除く) 加古川漁業協同組合 西脇市野村町 1244-1 TEL(0795-22-2572)  取扱者氏名 印	有	月	4	5	6	7	8	9			
			10	11	12	1	2	3			
	効	月	1	2	3	4	5	6			
			7	8	9	10	11	12			
	日	日	13	14	15	16	17	18			
			19	20	21	22	23	24			
			25	26	27	28	29	30	31		

(3) ます類1日遊漁証

年度		年	月	日	～	年	月	日	(間)	No	
ます類1日遊漁証 手釣、竿釣 (当日限り)  円(消費税込) 遊漁者氏名 漁場において監視員に納付するとき以上記の金額に1/2の額を加算した額とする 区域 加古川水系全域 (八千代区中の谷川アマゴ特定漁場を除く) 加古川漁業協同組合 印 西脇市野村町 1244-1 TEL(0795-22-2572)  取扱者氏名 印	有	月	4	5	6	7	8	9			
			10	11	12	1	2	3			
	効	月	1	2	3	4	5	6			
			7	8	9	10	11	12			
	日	日	13	14	15	16	17	18			
			19	20	21	22	23	24			
			25	26	27	28	29	30	31		

(4) 特定漁場ます類1日遊漁証

年度		年	月	日	～	年	月	日	(間)	No	
特定漁場ます類1日遊漁証 手釣、竿釣1日券 (当日限り)  円(消費税込) 遊漁者氏名 期間 エジマス1月1日～12月31日 アマゴ8月1日～9月30日 区域 八千代区野間川と中の谷川合流点から中の谷川の二重ヶ滝まで2,000mの間 加古川漁業協同組合 印 西脇市野村町 1244-1 TEL(0795-22-2572)  取扱者氏名 印	有	月	4	5	6	7	8	9			
			10	11	12	1	2	3			
	効	月	1	2	3	4	5	6			
			7	8	9	10	11	12			
	日	日	13	14	15	16	17	18			
			19	20	21	22	23	24			
			25	26	27	28	29	30	31		

(5) 甲1年遊漁証

<p style="text-align: center;">(表)</p> No. 手釣り、竿釣り もくずがねを除く全魚種 <b>甲1年遊漁証</b>  円(消費税込) 自 年 月 日 迄 年 月 日 住所 氏名 生年月日 取扱者氏名 印 連絡所 加古川漁業協同組合 西脇市野村町 1244-1 TEL(0795)22-2572	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この証は、記名本人に限り有効で複数での使用は出来ません。また他人への貸与も出来ません。</li> <li>漁場監視員から請求があった場合は、直ちに返納ください。</li> <li>魚獲保蔵に関する法律、規則、制限を遵守して下さい。</li> <li>住所、氏名、年齢の記入なきものは、無効です。</li> <li>変更時は、必ずこの証を携帯して下さい。携帯なき場合は、1日遊漁証を購入していただく場合があります。</li> <li>八千代区中の谷川アマゴ特定漁場では、別に1日遊漁証を購入して下さい。</li> <li>この証はいかなる場合でも再発行はいたしません。</li> <li>解約解禁 5月1日(解禁期) 6月1日(加古川水系全域) アマゴ解禁 3月1日～9月30日</li> </ol>
--	--

(6) 乙1年遊漁証

<p style="text-align: center;">(表)</p> <p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">手釣り、竿釣り</p> <p>あゆ・もくずが・もくずがに・わかさぎも もしくま魚類</p> <p style="text-align: center;"><b>乙1年遊漁証</b></p> <p style="text-align: center;">¥ (消費税込)</p> <p>自 _____ 年 月 日 至 _____ 年 月 日</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____ 生年月日 _____</p> <p>取込者氏名 _____ 印 _____ 連絡先 _____</p> <p>加古川漁業協同組合 百臨市野村町 1244-1 TEL(0796)22-2572</p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この証は、記名本人に限り有効で複数での使用は出来ません。また他人への貸与も出来ません。</li> <li>漁場監視員から請求があった場合は、直ちにご返示ください。</li> <li>漁場保護に関する法律、規則、刑罰を遵守して下さい。</li> <li>住所、氏名、年齢の記入なきものは、無効です。</li> <li>遊漁中は、必ずこの証を携帯して下さい。携帯なき場合は、1日遊漁証を購入していただく場合があります。</li> <li>八千代区中の谷川アッコ特定漁場では、別に1日遊漁証を購入して下さい。</li> <li>この証はいかなる場合でも再発行いたしません。</li> </ol>
--	---

(7) うなぎ・もくずがに1年遊漁証

<p style="text-align: center;">(表)</p> <p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">うなぎ・もくずがに</p> <p>うなぎだけかごもくずがに5種付かご3種</p> <p style="text-align: center;"><b>1年遊漁証</b></p> <p style="text-align: center;">¥ (消費税込)</p> <p>自 _____ 年 月 日 至 _____ 年 月 日</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____ 生年月日 _____</p> <p>取込者氏名 _____ 印 _____ 連絡先 _____</p> <p>加古川漁業協同組合 百臨市野村町 1244-1 TEL(0796)22-2572</p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この証は、記名本人に限り有効で複数での使用は出来ません。また他人への貸与も出来ません。</li> <li>漁場監視員から請求があった場合は、直ちにご返示ください。</li> <li>漁場保護に関する法律、規則、刑罰を遵守して下さい。</li> <li>住所、氏名、年齢の記入なきものは、無効です。</li> <li>遊漁中は、必ずこの証を携帯して下さい。携帯なき場合は、1日遊漁証を購入していただく場合があります。</li> <li>八千代区中の谷川アッコ特定漁場では、別に1日遊漁証を購入して下さい。</li> </ol> <p>うなぎ 遊漁期間：1月1日から12月31日まで もくずがに 遊漁期間：9月20日から翌年2月末日まで</p>
--	---

(8) わかさぎ1年遊漁証

<p style="text-align: center;">(表)</p> <p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">手釣り、竿釣り</p> <p style="text-align: center;"><b>わかさぎ1年遊漁証</b></p> <p style="text-align: center;">¥ (消費税込)</p> <p>自 _____ 年 月 日 至 _____ 年 月 日</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____ 生年月日 _____</p> <p>取込者氏名 _____ 印 _____ 連絡先 _____</p> <p>加古川漁業協同組合 百臨市野村町 1244-1 TEL(0796)22-2572</p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>この証は、記名本人に限り有効で複数での使用は出来ません。また他人への貸与も出来ません。</li> <li>漁場監視員から請求があった場合は、直ちにご返示ください。</li> <li>漁場保護に関する法律、規則、刑罰を遵守して下さい。</li> <li>住所、氏名、年齢の記入なきものは、無効です。</li> <li>遊漁中は、必ずこの証を携帯して下さい。携帯なき場合は、1日遊漁証を購入していただく場合があります。</li> <li>この証はいかなる場合でも再発行いたしません。</li> </ol>
---	---

(9) わかさぎ1日遊漁証

<p>年度( 年 月 日～ 年 月 日の間) №</p> <p>わかさぎ1日遊漁証 手釣り、竿釣り1日券 (当日限り)</p> <p style="text-align: center;">円 (消費税込)</p> <p>遊漁者氏名 _____</p> <p>漁場において監視員に納付するときは 上記の金額に1/2の額を加算した額とする</p> <p>区域 加古川水系全域 (八千代区中の谷川アッコ特定漁場を除く)</p> <p>加古川漁業協同組合 百臨市野村町 1244-1 TEL(0796)22-2572</p> <p>取込者氏名 _____ 印 _____</p>	有 効 日 日	月	4	5	6	7	8	9
		10	11	12	1	2	3	
		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	
		19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	
		31	31					

別記様式第2号を次のとおり改める。  
別記様式第2号



(表)	(裏)
登録No. _____ 年度 _____ <b>漁場監視員証</b> 下記の者は当該年の漁場監視員であることを証明する 年 月 日迄有効 発行No. _____ 住所 _____ 監視員名 _____ 年齢 _____ 才 発行者 加古川漁業協同組合 印 兵庫県西脇市野村町1244-1 TEL(0796)22-2572	一注意事項一 1. 漁場監視員は、監視員証を携帯し、組合員及び遊漁者に対し指示すること。 2. 漁場監視員は、組合の定款、行使規則、遊漁規則及び関係法令を熟知し、組合員及び遊漁者に対して、適切な開し及び指導を行うこと。 3. 漁場監視員は漁場の環境保全状況を常に監視し、異常を察見した場合は迅速に対処すること。

5 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日  
 令和2年4月1日から施行する。



**兵庫県告示第158号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年2月14日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年2月14日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 宍粟香寺線	姫路市香寺町相坂字塩田前262番2から 同 市香寺町相坂字塩田前230番2まで	旧	6.0から 12.0まで	88.0	
		新	6.0から 10.0まで	88.0	



**兵庫県告示第159号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和2年2月14日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 482号	美方郡香美町小代区域山5番から 同 郡同 町小代区大谷53番まで	旧	5.0から 10.0まで	783.0	
		新	5.0から 10.0まで 7.0から 41.0まで	783.0 967.0	



## 兵庫県告示第160号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和2年2月14日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01丹波位置 0007号	2.2.3	丹波篠山市沢田字山端ノ坪甲158番3の一部、 甲159番7の一部、前沢田字山端ノ坪78番2の 一部	5.00	19.87